

2014年4月

## 改正中国商標法、5月1日から施行

昨年9月のニュースによりご報告差し上げました改正中国商標法はこの5月1日から施行されますが、その最も大きな改正点は多区分一出願が可能となることです。また先に多区分一出願制度が導入されたのに出願分割制度が導入されなかったとお知らせしましたが、その後判明しました改正施行規則案には出願分割および登録分割について規定されていますのでご紹介します。

### 出願分割について

先のニュースにおいては、改正法において多区分一出願が可能となるが、出願分割制度は導入されなかったとお知らせしましたが、改正施行規則案によりますと17条、26条3項および27条2項に出願分割が規定されています。即ち次の場合には出願分割が可能です。

- ・17条 = 一部の指定商品につき拒絶理由がある場合
- ・26条 = 一部の指定商品につき異議申立を受けた場合
- ・27条 = 異議申立を受けた結果、一部の指定商品の登録が拒絶された場合

なお17条の規定により出願分割が認められるのは、出願について審査がなされ、拒絶する旨の指令を受けた場合であり、出願人は何時でも任意に自発的に出願分割することはできません。また分割する指定商品の間に同じ類似群に属する商品があっても分割は制約されません。

ただし上記の任意の出願分割の不可および分割出願の指定商品の類否の点については規則に明記されていないので現地代理人の見解も不確かであり、今後更に確認が必要です。

### 登録分割について

改正施行規則33条（新設）には商標登録の分割譲渡も可能と規定されましたが、他方、改正商標法では登録商標を譲渡するとき、類似商品について登録した同一もしくは類似する商標は一括して譲渡しなければならないと規定されています（改正商標法第4条2項、新設）。このため、改正施行規則33条には明記されていませんが、類似商品を残して分割譲渡することは認められないと考えられます。

（出典： Linda Liu 法律特許事務所説明）